

八戸市農業委員会4月総会議事録

日時：令和3年4月13日（火）午後1時35分

場所：八戸市庁 別館2階会議室C

出席委員

農業委員 19名中13名

1番 加藤 浩幸 出	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 待機	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 待機	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 待機	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 出
13番 中村 正記 出	14番 西野 茂雄 待機	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 待機
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 待機	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中14名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 待機	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 待機
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 待機	7番 赤坂 力雄 出	8番 田中 忠二 待機
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 待機
13番 橋 由正 出	14番 梅津 孝敏 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 高橋 政典 待機
17番 大倉 喜八郎 出	18番 金谷 由松 待機	19番 坂 文雄 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 待機	22番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）川名 雅之、農政GL 山崎 真史、
主幹 古館 恵子、主査 宮野 裕文、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

それでは、御案内の時間を過ぎておりますので、ただいまから総会を開会いたします。

はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日はA班の委員が出席されております。B班の委員は欠席となっております。

松橋事務局長

次に、本日の議案のうち、議案第12号、令和3年度第1号八戸市農用地利用集積計画の決定につきましては、馬場農業委員が当事者となっている事案がございます。馬場農業委員につきましては議事参与の制限に該当いたしますので、当該議案の説明の際、会長の案内により御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

桜もちらほら咲き始めているなという状況で、私たち農業者も本格的な農作業に入っていく訳ですけれども、昨日から春の火災予防運動ということで、早速、我が地域からちょっとしたボヤが出たり、非常に乾燥状態で危険ですので、農作業の際に野焼きなどを行っている人を見たら意識して様子を見てもらえたらと思います。

農業委員会とずれた消防の話になってしまいましたが、これから農作業を頑張るために、元気良く憲章の唱和をお願いします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。今年度の総会は、A班、B班の2班に分かれまして、この会議室しか取れないときには、交互に出席していただくこととなります。隣の会議室を続けて広い会場が確保された場合には、全員出席いただきますので、よろしくお願いいたします。できるだけ全員出席を目指しておりますので、どうか御理解をいただきながら、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、八戸市農業委員会が昨年の県大会で表彰される予定だった県農業会議会長賞を、先月の3月26日ですけれども、県農業会議の臨時総会が行われた際にいただいてまいりました。皆様の日頃の活動が評価されたものと心から喜んでおります。これからも八戸市の農業の発展に御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、よろしくお願いいたします。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、17番 谷地 秀典 委員、1番 加藤 浩幸 委員両氏を指名いたします。

日程第2

次に、日程第2、議案第11号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

梅津委員

梅津から報告いたします。去る3月29日、村上農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号5番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条5番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、10年間の賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、馬鈴薯、とうもろこし、枝豆、きゅうりです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は3.4km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男1人です。なお、農家である実家の両親が農作業を手伝うとのことです。農機具保有状況は、草刈機1台を所有しており、トラクター、軽トラック各1台を父から借用、ローリータンク1台を購入予定とのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

山田委員

山田から報告いたします。去る3月29日、内沢農業委員と市庁別館7階会議

室Cにおいて、番号6番を調査してまいりました。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条6番

調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は、知人とのことです。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。なお、申請地の字州寄ヤ崎の2筆は田に復元中であり、字八ツ役の3筆は一部遊休農地化しておりますが、受人が取得後、令和3年4月30日までに全ての申請地を田に復元し、耕作する旨の確約書が提出されております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。なお、受人は、貸付けしているため経営面積には記載されておりませんが、田を5筆、計3,294㎡所有しております。通作距離は6km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は12年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で、兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスター各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第12号、令和3年度第1号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたしますが、本議案の中には、馬場委員が当事者となっている事案がございます。

これは、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定の議事参与の制限に該当しますので、当該事案の審議の間、馬場委員は退室をお願いいたします。

(馬場委員退室)

会長

それでは、まず、馬場委員が当事者となっている事案について、事務局から説明をお願いいたします。

古館主幹

事務局の古館から、議案第12号、令和3年度第1号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借8件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手7名、貸し手8名で、利用権設定面積は、合計32,505㎡でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

それでは、まず、馬場委員が関係する事案を説明いたします。資料の4ページをお開き願います。

利用集積7番、8番

番号7番と番号8番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号7番は10a当たり年間1,000円、番号8番は10a当たり年間5,000円でございます。

公告年月日は、令和3年4月19日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

馬場委員の入室をお願いいたします。

(馬場委員入室)

会長

それでは、残りの事案について、事務局から説明をお願いいたします。

古館主幹

引き続き、事務局の古館から説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年7か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間5,000円でございます。

利用集積2番

番号2番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

利用集積3番

番号3番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、5年間賃貸借

するもので、賃借料につきましては、総額年間 40,000 円でございます。

利用集積 4 番

番号 4 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 11 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

利用集積 5 番

番号 5 番、利用権の種類及び内容は、ぶどうを作付けするために、19 年 11 か月間解除条件付きで賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間 25,000 円でございます。

利用集積 6 番

番号 6 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4 年 11 か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

公告年月日は、令和 3 年 4 月 19 日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本事案は承認することに決しました。

日程第 4

次に、日程第 4、議案第 13 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

村上委員

村上から報告します。去る3月29日、内沢委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号6番を調査してまいりました。資料の5ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条6番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和3年5月1日から令和3年9月1日。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、住宅の周囲を砂利敷きします。排水については、合併浄化槽と浸透枳を設置して処理します。立地条件は、八戸市立町畑小学校から南西側約400mに位置し、畑、宅地に囲まれ、私道を通じて市道に接続しています。なお、私道の所有者から通行承諾書が提出されています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、報告第14号、農地法第3条の3の規定による相続等届出に

会長

ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

川名GL

事務局の川名から御報告いたします。この案件は、相続等届出の3月分でございます。資料の7ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等19番～24番

今回の届出は、資料7ページの番号19番から資料8ページの番号24番までの計6件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6、

次に、日程第6、報告第15号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地

日程第7

転用届出について、及び日程第7、報告第16号、農地法第5条第1項第7号の

会長	規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
川名 G L	事務局の川名から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の3月分でございます。 はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の9ページをお開き願います。 申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4条7番	番号7番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。 続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の11ページをお開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条25番	番号25番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条26番、27番	番号26番、番号27番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条28番	番号28番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条29番	番号29番、転用目的は貸駐車場でございます。
5条30番	番号30番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条31番	番号31番、転用目的は共同住宅2棟建築でございます。
5条32番、33番	番号32番、番号33番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条34番	番号34番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。
5条35番	番号35番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条36番	番号36番、転用目的は宅地分譲でございます。 次ページを御覧願います。

5条 37 番、38 番

番号 37 番、番号 38 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第 8

次に、日程第 8、報告第 17 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につい

会長

てを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

川名 G L

事務局の川名から御報告いたします。この案件は、18 条合意解約の 3 月分でございます。資料の 17 ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18 条 7 番

番号 7 番は、農地法第 3 条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18 条 8 番、9 番

番号 8 番と番号 9 番は、農地中間管理事業に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

通知年月日は、令和 3 年 4 月 19 日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9

次に、日程第9、報告第18号、農地改良届出についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

川名GL

事務局の川名から御報告いたします。この案件は、農地改良届出の3月分でございます。資料の19ページをお開き願います。

届出人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

農地改良1番

番号1番、着工年月日は平成29年12月29日で、使用する土の採取場所は大字尻内町字尻内河原地内とのことでございます。届出年月日及び受理年月日は令和3年3月23日でございます。また、完了報告書につきましても同日提出されております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時8分)

